

## 「大阪地裁における新たな知財調停についての説明」

令和元年9月1日

大阪地方裁判所第21，第26民事部

大阪地方裁判所では、平成11年に知財事件に関する調停手続（以下「知財調停」といいます。）の運用が開始され、以後、一定数の知財事件が、知財調停によって解決されてきました。

この度、東京地方裁判所において新たな知財調停の運用が開始されることに合わせ、大阪地方裁判所においても、従来の知財調停の枠組みに付加する形で、新たに本説明及び別頁「大阪地裁における知財調停の審理要領」を定め、令和元年10月1日から、より当事者に利用しやすいものとなるよう、新たな知財調停の運用を開始することとします。

本説明では、新たな知財調停の基本的な枠組みとその特徴について説明します。具体的な申立方法や審理の要領については、上記「審理要領」をご覧ください。

### 1 知財調停とは

- (1) 知的財産権に関する民事の紛争を、民事調停の柔軟な手続を利用し、迅速に解決しようとするのが知財調停です。
- (2) 知的財産権に関する民事の紛争とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権の権利、出版権、著作隣接権、回路配置利用権、種苗法上の育成者権、不正競争防止法、商法・会社法が禁じる商号等の不正使用、他人の著名な氏名等の無断利用（パブリシティ権侵害）に関する、金銭の支払その他私法上の権利義務の有無範囲を巡る争いをいいます。
- (3) 訴訟が基本的には判決を目指して進行する手続であるのに対し、調停は、お互いの話し合い（互譲）により、紛争を解決する手続です。
- (4) 民事調停は、簡易裁判所又は地方裁判所で行われ、社会の各分野から選ばれた調停委員の関与により紛争を解決する手続ですが、知財調停は、民事調停の一類型として、知財事件専門部のある東京地方裁判所及び大阪地方裁判所において、普段から知財事件を担当している裁判官と、知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士の調停委員から構成される調停委員会によって進

められます。

- (5) 知財調停は、当事者間に、調停を利用することについての合意があり、また何らかの事前交渉があることを前提に、一定の期日までに調停委員会の見解を示すなどして、紛争を迅速に解決することを目指します。

## 2 知財調停の特徴

訴訟と比べた場合、知財調停には、以下のとおり、(1)柔軟性、(2)経済性、(3)専門性、(4)迅速性、(5)実効性、(6)非公開といった特徴があります。

### (1) 柔軟性

調停は、紛争の当事者であれば申し立てることができますから、権利者だけでなく、権利行使の相手方も、紛争の解決を求めて調停を申し立てることができます（民事調停法2条）。

調停申立書には、「申立ての趣旨及び紛争の要点」を記載することとされています（民事調停法4条の2）、これは、訴訟を提起する際の訴状の記載（民事訴訟法133条）に比べ、紛争の解決として希望する内容や紛争の実情、実体を、より柔軟に記載することができるものと解されます。

調停委員会の意見を聴いた後に調停を取り下げ、それを前提に当事者間で交渉するということもできますし、話し合いによる解決は困難と判断すれば、訴訟の提起や仮処分の申立てなど、別の手続を利用することもできます。調停を申し立てたからといって、それに拘束されることはありません。

調停は、訴訟よりも柔軟に利用できる面があります。

### (2) 経済性

求める経済的利益が同じである場合、民事調停の申立てに要する手数料は、訴訟の提起に要する手数料の半額以下です（民事訴訟費用等に関する法律3条1項）。

知財部の裁判官、弁護士・弁理士である調停委員の意見を聴き、裁判所調査官の関与を求めることに、上記以外の負担はありません（書類の送達に要する費用、証拠調べを行う費用等は別です。）。

調停不成立の場合、申立人が通知を受けてから2週間以内に調停の目的となった請求について訴えを提起すれば、調停申立時に納付した手数料額

は、訴訟提起に要する手数料から控除されます（同法5条1項）。

経済的な観点からも、知財調停はお得な手続といえます。

### (3) 専門性

知財調停の手続は、事件ごとに構成される調停委員会が進めます。

大阪地裁の知財調停は、大阪地裁第21，第26民事部において知財事件の審理を担当する裁判官1名，知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士である調停委員2名（事件により弁護士2名，あるいは弁護士・弁理士各1名）の合計3名から構成される調停委員会が進めます。

技術的事項が問題となる事件では、裁判所調査官も手続に関与することができます。法律上は専門委員が関与することもできますが（民事調停法22条，非訟事件手続法33条），後記(4)の審理を目指す知財調停では，専門委員の関与は例外的でしょう。

双方の主張が対立する場面で，当事者は，法律的事項，技術的事項について，知財の専門家で構成される調停委員会に，中立，公平な立場からの見解や，紛争解決に向けての助言を求めることができます。

### (4) 迅速性

知財調停を利用するためには，東京地裁又は大阪地裁で知財調停を申し立てる旨の管轄合意書が必要であり，それがあつたということは，申立人と相手方の間において事前に何らかの交渉があつて，お互いの主張や争点を理解した上で，調停に至る場合が多いと考えられます。

知財調停は，これを前提に，両当事者に主張と証拠の早期提出を求め，3回程度の期日内で，紛争解決へ向けての調停委員会の心証や意見を口頭で開示できるよう，迅速な審理を目指します。

### (5) 実効性

調停は，お互いの話し合いにより，条理にかなない紛争の実情に即した解決を目指す手続ですから（民事調停法1条），調停により得られる解決は，当事者が納得し，任意で遵守されやすいものとなります。

調停が成立し，調停調書が作成されると，調書に記載された事項は判決と同一の効力を有することになります。裁判所が職権で調停に代わる決定（民

事調停法17条)を行い、異議の申立てなく確定した場合も同様です(民事調停法16条, 18条, 民事訴訟法267条)。

知財調停を利用することで、紛争の実情に即した、実効性のある解決を図ることができます。

#### (6) 非公開

訴訟では、口頭弁論は公開されますが、知財調停はすべて非公開で行われるため、調停の申立ての有無や調停の期日が第三者に知られることはありません。

訴訟では、誰でも訴訟記録を閲覧できますが、調停では、利害関係のない第三者は記録を閲覧することができません(民事調停法12条の6)。

知財調停は、裁判所の心証や意見に基づいて紛争を解決したいが、紛争の存在やその内容をオープンにはしたくない場合に適しているということができます。

### 3 事件の適否

#### (1) 知財調停に適する事件

主張の対立点は明確であるが当事者間の交渉ではいずれとも決することができず、裁判所の心証や意見によりその点がどちらかに決まれば、紛争解決の具体的内容については話し合いで決めることができるような事案が、知財調停に適していると思われれます。

知財調停の申立ての趣旨は柔軟に記載することができますから(前記2(1)), 紛争の一部を特定し、その部分のみの解決を求めるために利用することもできるでしょう。

現時点では、例えば以下のような事例で、新たな知財調停の枠組みが有効ではないかと考えていますが、勿論これらに限られるものではなく、様々な事例での利用が期待されます。

- ① 特許権の有効性や相当なライセンス料には争いがなく、相手方製品が申立人発明の特定の構成要件を充足するかどうかだけが争点となる特許紛争
- ② 相手方との紛争を避けるために自社製品の仕様を変更しようとしているが、これまでの交渉経緯からすると仕様変更後の製品についても相手

方が権利行使して来る可能性があり、申立人としては製品を市場に出す前に確認しておきたい前記1(2)の知財紛争

- ③ 相手方の行為が申立人の権利の範囲に属することは争いがなく、先使用の抗弁の成否のみが争点となる前記1(2)の知財紛争
- ④ 相手方が申立人の著作物を無許諾で利用したことは争いがなく、相手方の売上額等、損害の算定に隔たりがある著作権紛争
- ⑤ ライセンス交渉中に相手方が権利無効の可能性を指摘したため、権利の無効リスクを評価した上で、適正なライセンス料を定めたい契約案件
- ⑥ 申立人の元従業員が相手方に転職した際に、営業秘密を持ち出したことが疑われるが、非公開の手続で営業秘密の返却のみを求めたい不正競争防止法の案件

## (2) 知財調停に適さない事件

当事者の対立が厳しく、話し合いによる解決がおおよそ見込めない事案は、調停には適さないでしょう。

事案が複雑であったり争点が多岐にわたるような事案では、前記2(4)の迅速な審理は実現しにくいかもしれません。

以上